



国土交通省

国土交通省



九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

平成 29 年 3 月 30 日

記者発表資料

建設発生土の受入地及び仮置き場を募集します

国土交通省宮崎河川国道事務所が進めている東九州自動車道（清武～日南）の工事では、切土工事に伴い土（建設発生土）が発生します。

工事の効率化やコスト縮減等を考慮した事業を推進するとともに、建設発生土の有効活用を図るため、建設発生土の受入地（別添資料①、②）及び建設発生土の仮置き場（別添資料③）を募集します。

※宮崎河川国道事務所のホームページにも掲載しています。

■募集期間

平成29年3月30日（木）～平成29年12月28日（木）

※募集期間終了後も建設発生土が残っている場合は、引き続き受付・選考をします。

また、募集期間内であっても建設発生土がなくなり次第、受付を終了します。

■対象地域

【受入】 宮崎市清武町、宮崎市鏡洲、日南市北郷地内等に所在する土地（別添資料①）
宮崎県内（別添資料②） ※②の場合、工事現場まで建設発生土を受取にくる必要があります。

【仮置き】 宮崎市清武町、宮崎市鏡洲、日南市北郷地内等に所在する土地（別添資料③）

■別添資料

・東九州自動車道（清武～北郷）建設に伴う建設発生土の受入地等募集についての説明資料

発表記者クラブ

宮崎県政記者クラブ、宮崎市政記者クラブ、日南市政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所

TEL 0985-24-8221 (代表)

技術副所長 ぐつかけ たかし 沓掛 孝 工務第三課長 まきの かずとし 牧野 和敏

東九州自動車道（清武～北郷）建設に伴う建設発生土の受入地等募集要項

1. 募集の趣旨

現在、国土交通省 宮崎河川国道事務所では東九州自動車道（清武～日南）の建設事業を推進しており、トンネル・橋梁・切土・盛土工事等を実施しています。東九州自動車道は、北九州市を起点に大分県、宮崎県を経て鹿児島市に至る延長436kmの高速自動車国道であり、清武～日南間が整備されると宮崎南部地域と北部地域が高規格幹線道路ネットワークで結ばれ、地域のさらなる発展や輸送コストの向上等の効果が見込まれており、地域からは早期完成が望まれています。

このうち清武～北郷間は、宮崎市、日南市を通過する延長約18kmの区間です。現在、工事を進めています。切土工事等により建設発生土が発生するため、道路内の工事での活用、他の公共事業への活用を行っており、さらに工事の効率化・コスト縮減等を考慮した事業推進を行いたいと考えています。

つきましては、工事の円滑な実施・コスト縮減を図るため、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの方の所有地を受入地として、工事による発生土の有効利用を図りたいと考えています。また、上記受入地と併せて、建設発生土を活用先へ運搬可能となるまでの期間、建設発生土の仮置き場を提供して頂きたいと考えてます。

2. 募集の内容

- ① 建設発生土の受入地（工事現場から運搬距離約5km以内）：国土交通省にて建設発生土を運搬
- ② 建設発生土の受入地（宮崎県内）：申請者にて建設発生土を運搬
- ③ 建設発生土の仮置き場（工事現場から運搬距離約5km以内）：国土交通省にて建設発生土を運搬

3. 応募要件

（1）応募できる方

- ① 建設発生土の受入地（工事現場から運搬距離約5km以内）

平成29年3月頃～平成30年2月の間で、埋立等の土地造成を予定している工事現場から運搬距離約5km以内（宮崎市清武町、宮崎市鏡洲、日南市北郷町地内等）に土地を所有あるいは貸借されている方。（賃貸の場合は、所有者の同意が必要）

- ② 建設発生土の受入地（宮崎県内）

平成29年3月頃～平成30年2月の間で、埋立等の土地造成を予定している宮崎県内に土地を所有あるいは貸借されており、工事現場において建設発生土を当現場にて受取・運搬が可能な方（賃貸の場合は、所有者の同意が必要）。

- ③ 建設発生土の仮置き場（工事現場から運搬距離約5km以内）

工事現場から運搬距離約5km以内（宮崎市清武町、宮崎市鏡洲、日南市北郷町地内等）に応募日から2年以上利用予定のない土地を所有あるいは貸借されている方。（賃貸の場合は、所有者の同意が必要）。

なお、土地所有者が暴力団員または暴力団員が実質的に経営を支配する業者でないこと。

(2) 土地の要件

- ① 建設発生土の受入地（工事現場から運搬距離約5 km以内）
 - 宮崎市清武町、宮崎市鏡洲、日南市北郷町地内等に所在する土地
 - 埋立（盛土）土量が約1,000立方メートル以上を対象
（10 t ダンプトラック約180台分相当）
 - 大型ダンプトラック（10 t 車）で土砂（30cm程度の岩砕含む）の搬入ができること。
 - 法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了
或いは近々に手続き完了見込であること。
- ② 建設発生土の受入地（宮崎県内）
 - 宮崎県内に所在する土地
 - 埋立（盛土）土量が約1,000立方メートル以上を対象
（10 t ダンプトラック約180台分相当）
 - 発生土運搬車両で土砂（30cm程度の岩砕含む）の搬入ができること。
 - 法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了
或いは近々に手続き完了見込であること。
- ③ 建設発生土の仮置き場（工事現場から運搬距離約5 km以内）
 - 宮崎市清武町、宮崎市鏡洲、日南市北郷町地内等に所在する土地
（家屋が隣接するなど周辺環境に配慮が必要な箇所は除く）
 - 借地面積が約1,500平方メートル以上を対象
 - 大型ダンプトラック（10 t 車）で土砂（30cm程度の岩砕含む）の搬入ができること。
 - 法律、関係条例上、盛土等を行うことが可能な土地であること。
 - 応募日から2年以上の借地が可能であること。

4. 募集期間及び必要書類

- (1) 募集期間 平成29年3月30日（木）～平成29年12月28日（木）
 - ※募集終了後も建設発生土が残っている場合は、受付・選考を行う予定ですが、募集
期間内であっても建設発生土がなくなった時点で受付を完了します。
- (2) 必要書類
 - 建設発生土受入申込用紙（受入の場合）
 - 建設発生土仮置き申込用紙（仮置きの場合）
 - 土地所有者の同意書（受入地、仮置き場が借地の場合）
 - 埋立等の許可証の写し
 - 位置を示した地図

5. 応募窓口

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 工務第三課
〒880-8523 宮崎市大工二丁目39番地
TEL 0985-24-8503（直通）
FAX 0985-24-8258

6. 応募後の確認等

応募頂いた受入地または仮置き場については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状態、関係法令等について調査・確認を行い、埋立（盛土）または仮置きに適した土地と認められた場合は候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

また、その結果は応募者へ通知する予定です。

7. その他留意事項

- 建設発生土の搬入（運搬）にかかる費用は、工事現場から運搬距離約5 km以内の場合（①、③）は無料です。
- 運搬距離約5 kmを超える場合（②）は、工事現場まで建設発生土を受取にきて頂く必要があります。
- 候補地確定後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、公共事業への搬入を優先するため、申込時の搬入量を保証することはできません。
- 搬入路を確保する際に用地買収及び借地契約等が必要な場合は、申込者にて行ってください。
- 受入（①）の場合、搬入完了後の建設発生土の管理は申込者の責任において行って頂きます。
- 受入（②）の場合、受取後の建設発生土の管理は申込者の責任において行って頂きます。
- 仮置き（③）の場合、別途借地契約を締結します。借地料は当省規定に基づき算出します。仮置き期間中の管理は、国土交通省で行い、仮置き期間終了の際は現況復旧を基本とします。
- 搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。
- 搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないように事前に周辺住民等への周知と協力をお願いしていただきます。
- 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。

8. 問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 工務第三課

〒880-8523 宮崎市大工二丁目39番地

TEL 0985-24-8503（直通）

FAX 0985-24-8258

担当 工務第三課 高倉、古寺

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>（ホームページも併せてご覧ください）

(参考) 募集内容・要件等概要

※本表は募集内容・要件等の概要を示したものであり、詳細は募集要項を確認下さい。

募集内容		①	②	③	
		建設発生土の受入地	建設発生土の受入地	建設発生土の仮置き場	
		工事現場から運搬距離約5 km以内	宮崎県内	工事現場から運搬距離約5 km以内	
応募要件	応募できる方	平成29年3月頃～平成30年2月の間で埋立等の土地造成を予定している土地を所有あるいは貸借されている方	平成29年3月頃～平成30年2月の間で埋立等の土地造成を予定している土地を所有あるいは貸借されている方	応募日から2年以上利用予定のない土地を所有あるいは貸借されている方	
	土地の要件	所在	宮崎市清武町、宮崎市鏡洲、日南市北郷地内等	宮崎県内	宮崎市清武町、宮崎市鏡洲、日南市北郷地内等
		土量・借地面積	約1,000m ³ 以上	約1,000m ³ 以上	約1,500m ² 以上
		位置	大型ダンプトラック（10t車）で土砂搬入可能	申込者の発生土運搬車両で土砂搬入可能	大型ダンプトラック（10t車）で土砂搬入可能
その他	建設発生土の運搬	国土交通省にて運搬（無料）	申込者にて運搬	国土交通省にて運搬（無料）	
	建設発生土の管理	建設発生土搬入完了後は、土地所有者にて管理	建設発生土受取後は、土地所有者にて管理	借地契約を締結し、仮置き期間中は、国土交通省で管理	
	その他	—	—	仮置き期間終了の際は、原形復旧	
必要書類		<ul style="list-style-type: none"> ○建設発生土受入申込用紙 ○土地所有者の同意書（借地の場合） ○埋立等の許可証の写し ○位置を示した地図 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設発生土受入申込用紙 ○土地所有者の同意書（借地の場合） ○埋立等の許可証の写し ○位置を示した地図 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設発生土仮置き申込用紙 ○土地所有者の同意書（借地の場合） ○位置を示した地図 	

申込日 平成 年 月 日

建設発生土受入申込書

国土交通省 九州地方整備局
宮崎河川国道事務所長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

建設発生残土の受入について、下記のとおり申し込みます。

○受入地の住所・地目

住 所	
地 目	

○許可等を受けた事業に関する事項

事業名称	
法令等の名称	
許可等の時期及び 許可等の番号	年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋立行為を 行う土地の面積	平方メートル
搬入する土砂の総量	立方メートル
工事予定時期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

申込日 平成 年 月 日

建設発生土仮置き申込書

国土交通省 九州地方整備局
宮崎河川国道事務所長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

建設発生残土の仮置きについて、下記のとおり申し込みます。

○仮置き地の住所・地目

住 所	
地 目	

○仮置き地に関する事項

仮置き可能な 土地の面積	平方メートル
仮置き可能な期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日